

引っ越しの際の主な手続き

住民票は、定められた期間（転出届は転出前に、転入・転居届などは異動した日から14日以内）に届け出をお願いします。また個人情報を守り不正な手続きを防止するため、手続きには本人確認ができる書類が必要です。代理人による手続きは委任状が必要となることがあるため、事前にお問い合わせください。

市外に引っ越します

必要な手続き	必要なもの	場所	問い合わせ
転出届	引っ越し前に転出を届け出。転出証明書を受け取る	印鑑・本人確認書類	市民課、支所、出張所（河中・泊は取り次ぎのみ）
個人番号カードまたは住民基本台帳カード（所有者のみ）	転出先でカードの継続利用を希望する人は、カード継続利用の転出届	個人番号カードまたは住基カードとその暗証番号	市民課、支所、出口出張所
国民健康保険加入者	転出届け出時に被保険者証の返却、保険料の精算	国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）および個人番号カード	市民課（ひとり親家庭医療を除く）、支所、出張所（河中・泊は取り次ぎのみ）、国保・年金課
国民健康保険加入世帯の学生	転出届け出時に引き続き使用できる被保険者証を受け取る	在学証明書（新入生は合格通知書と授業料納付済書）・国民健康保険被保険者証および個人番号カード	国保・年金課（国保） ☎948-6363 ☎948-6356 FAX934-2631
医療助成受給者（乳幼児・重度心身障害者・ひとり親家庭）	転出届け出時に受給者証を返却。市町村で制度が異なるため、事前に引っ越し先市町村で必要書類の問い合わせが必要	加入保険が国保以外の人は、上記の他、障がい福祉課（重度心身障害者医療）、子育て支援課（乳幼児、ひとり親家庭医療）	子育て支援課（乳幼児・ひとり親家庭） ☎948-6888 FAX934-1814
後期高齢者医療	転出届け出時に被保険者証を返却（県外転出時は負担区分等証明書などを受け取る）	後期高齢者医療被保険者証	市民課、支所、出張所（河中・泊は取り次ぎのみ）、高齢福祉課
介護保険被保険者要介護認定を受けている	転出届け出時に被保険者証を返却 介護保険受給資格証明書を受け取る	介護保険被保険者証	市民課、北条・中島支所（他の支所は返却のみ）、介護保険課
国民年金加入者 公的年金を受けている	本市の手続きなし。引っ越し先市町村で住所変更手続き 原則手続きは不要ですが、「住所変更届」が必要な場合もあるため、引っ越し先市町村または年金事務所へ		
児童手当を受けている（公務員除く）	転出届け出時に消滅届を提出	印鑑	市民課、支所、出口出張所（河中・泊は取り次ぎのみ）、福祉総合窓口、子育て支援課 ☎948-6354 FAX934-1814
小中学生（市立）がいる	転出届け出時に発行する「転校通知書」を受け取る	を在学学校に提示し、転校用書類を受け取る	市民課、支所、出口出張所 ☎948-6870 FAX934-1815
125cc以下のバイク（本市ナンバー）を持っている	廃車または名義変更手続き（廃車手続きのみ郵送受け付け可）	場合により異なるため事前にお問い合わせください	市民税課、北条・中島支所（廃車の手続きのみ他の支所でも取り次ぎ可） ☎948-6302 FAX934-1802
犬を飼っている	本市の手続きなし。引っ越し先市町村で登録変更を申請	印鑑・本市の犬の鑑札	転出先の担当課 生活衛生課 ☎911-1862 FAX923-6627
上水道	料金精算のため転出3日前までに、電話または市ホームページでヴェオリア・ジェネッツ(株)松山営業所へ届け出		ヴェオリア・ジェネッツ(株)松山営業所 ☎915-0311 FAX913-1332
下水道	井戸水・簡易水道を使用していた人は、転出（一人でも転出する場合を含む）前に使用中止または世帯人数変更を届け出（電話受け付け可）		下水道サービス課 ☎948-6530 FAX934-1981



市内で引っ越します

必要な手続き	必要なもの	場所	問い合わせ
転居届	引っ越した日から14日以内に転居を届け出	印鑑・本人確認書類	市民課、支所、出張所（河中・泊は取り次ぎのみ）
個人番号カードまたは住民基本台帳カード（所有者のみ）	転居届け出時に表面記載事項変更を届け出	個人番号カードまたは住基カードとその暗証番号	市民課、支所、出口出張所
通知カード（所有者のみ）		通知カード	
国民健康保険加入者	転居届け出時に被保険者証の住所変更	国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）および個人番号カード	市民課、支所、出張所（河中・泊は取り次ぎのみ）、国保・年金課
医療助成受給者（乳幼児・重度心身障害者・ひとり親家庭）	転居届け出時に受給者証の住所変更	印鑑・受給者証・受給者全員の健康保険証	市民課（ひとり親家庭医療を除く）、支所、出張所（河中・泊は取り次ぎのみ）、国保・年金課▶加入保険が国保以外の人（これから国保に加入する人は除く）は、その他、障がい福祉課（重度心身障害者医療）、子育て支援課（乳幼児、ひとり親家庭医療）
国民年金加入者 公的年金を受けている	手続きなし 原則手続きは不要ですが、「住所変更届」が必要な場合もあるため、国保・年金課または年金事務所へ		国保・年金課 ☎948-6356 FAX934-2631
小中学生（市立）がいる	校区が変わる場合は、転居届け出時に発行する「転校通知書」を在学学校に提示し、転校用書類を受け取る		市民課、支所、出口出張所 ☎948-6870 FAX934-1815
犬を飼っている	登録の住所変更	印鑑・犬の鑑札	生活衛生課、支所、河中・出口・泊出張所 ☎911-1862 FAX923-6627
上水道	料金精算のため転居3日前までに、電話または市ホームページでヴェオリア・ジェネッツ(株)松山営業所へ届け出。転居先玄関に取り付けの水道使用届を郵送、電話または市ホームページでヴェオリア・ジェネッツ(株)松山営業所へ届け出		ヴェオリア・ジェネッツ(株)松山営業所 ☎915-0311 FAX913-1332
下水道	井戸水・簡易水道を使用していた人またはこれから使用する人は、転居（1人でも転居する場合を含む）時に使用中止・開始または世帯人数変更を届け出（電話受け付け可）		下水道サービス課 ☎948-6530 FAX934-1981



桑原地区 市長と話そう！ タウンミーティング参加者募集

日時 4月20日(水)19時～20時30分
会場 桑原公民館（桑原二丁目）
内容 桑原地区のまちづくりについて将来の桑原地区を担う人と意見交換を行います
対象 桑原地区に在住または通勤・通学している人
定員 40人程度
申し込み 3月15日(火)（必着）までに、直接または郵送、ファクス、eメールで参加申込書（タウンミーティング課〈市役所本館9階〉、桑原支所、市ホームページにあり）に住所、氏名、年齢、性別、電話



前回の桑原地区タウンミーティング

番号、勤務先（学校名）、テーマについての意見などを書いて、〒790-8571タウンミーティング課 town-m@city.matsuyama.ehime.jpへ
 ※託児（無料）希望者は、申込書に明記してください
問タウンミーティング課 ☎948-6333・FAX 934-2336

3/26 4/2 総合窓口センターを臨時開設します

毎週木曜日延長、毎月第2土曜日も開設中

臨時開設日 3月26日(土)、4月2日(土)。いずれも8時30分～17時
利用時間延長日 毎週木曜日19時まで（祝日、年末年始は除く）、毎月第2土曜日8時30分～17時
場所 総合窓口センター（市役所本館1階市民課）
主な取り扱い業務 届け出受け付け＝印鑑登録、戸籍届や住所変更届（海外転入は除く）、それに関連する国民健康保険・医療助成・国民年金・児童手当・転校（許可が必要な場合を除く）・通知カード・個人番号カード・住基カードなど▶証明発行＝戸籍、住民票、印鑑登録、税の証明書▶外国人関係＝住所変更、証明書発行など▶母子・健康関

係＝母子健康手帳の交付、母子健康相談など
必要なもの 運転免許証など本人確認できるもの、認め印
注意事項 戸籍届は預かりとなるため、関連する手続きがその日に完了しない場合があります。また他の自治体・関係機関は休みのため、その日に手続きできない業務があるほか、各種税金などの支払いもできません。転校手続きは事前に必要書類をご確認ください
 ※詳細は市ホームページをご覧ください
問市民課 ☎948-6337・FAX 934-1801